

4-9 平成18年7月31日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料（抜粋）

主な意見	今後の対応方針
<p>○ 現在の水田農業構造では、1 ha以下のシェアが圧倒的に多いが、今後、規模の集約を急速に行っていく必要。また、生産者だけでなく、集荷、流通、卸部門の流通の集約化についても検討する必要。</p> <p>○ 米の担い手の集約が約20%しか進んでいないと認識しているが、米の担い手の育成、集積というのはまさにこれからの取組ではないか。</p> <p>○ 水田農業のうち、認定農業者などの担い手はどの程度の面積をカバーしているのか。</p> <p>○ 地域水田農業ビジョンは、産地づくり交付金の要件となっているから策定されているのであり、このような上からの押しつけ的な形ではなく、集落段階から積み上げて策定することが重要。</p>	<p>② 地域水田農業ビジョンにリストアップされている担い手を認定農業者等へ誘導するとともに、これら担い手に着目した形での産地づくり交付金の創意工夫等により、メリハリをつけた交付金の活用を指導する</p> <p>③ 地域の全ての生産調整方針作成者を、実効ある形で地域協議会での生産目標数量の配分等に係る議論に参画させるよう指導する          など、行政と、生産調整方針作成者である農業者団体や生産調整方針作成者を構成員とする団体（例えば、都道府県段階の法人協会）が連携して、地域の水田農業の構造改革と生産調整方針作成者（又は参加者）の拡大のための推進活動を引き続き実施（別添資料1参照）。</p> <p>・ 水田における担い手<sup>※</sup>への農地の利用集積面積については、16年度においては全国の水田面積258万haの38%にあたる98万ha（認定農業者では25%にあたる63万ha）となっている。（※ここでいう担い手とは、①認定農業者、②市町村基本構想の水準到達者、③市町村が育成すべきとした農業者である。）</p> <p>・ 昨年3月に公表した「農業構造の展望」においては、平成27年に集落営農を含む効率的かつ安定的な農業経営により経営される農地が7～8割程度になると見込んでおり、この実現に向けて、品目横断的経営安定対策をはじめ各種施策の担い手への更なる集中化・重点化に取り組む予定。</p> <p>・ 地域水田農業ビジョンは、5年後、10年後の地域水田農業を担う担い手の明確化やそれら担い手を中心とした需要に応じた作物戦略などを内容とするものであり、地域の関係者の合意を得ながら策定、見直しを行っていくことが基本。このため、地域協議会における議論はもとより、アンケートや集落座談会等により集落や農業者の意向を汲み取り、これが反映されるよう指導を行ってきたところ。</p> <p>・ 他方、地域水田農業ビジョンの点検・見直しに当たって、実際に集落や農業者の意向を確認した地域協議会は16年度から17年度にかけて必要に応じ地域水田農業ビジョンの見直しを行った地域協議会の54%にとどまっているところ。</p> <p>・ 19年度以降の産地づくり交付金についても、地域水田農業ビジョンの目標の実現に向けた支援を行うこととしており、交付金の効果を最大限に発揮する観点からも集落や農業者の意向を十分に汲み取りつつ、より高度化された地域水田農業ビジョンが策定されるよう指導していく考え。</p>

4-10 平成18年7月31日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料（抜粋）

主な意見	今後の対応方針
<p>(情報提供の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業者への情報提供については、JAも努力しているが、単に情報を流せばいいというものではなく、受け手となる担い手がどのように育っているのか、その情報を受け止めて、どのように生産に取り組むかが重要。</li> <li>○ 農業者に対する情報提供については、そのほとんどが生産、集荷、入札関係で、本来必要な経済取引を行う流通に関する情報が極めて薄いので、この部分の情報提供の重要性を認識しておく必要。</li> <li>○ 農業者への情報提供の内容については改善の余地があるとのことであるが、どのような対策を講じていくのか。</li> <li>○ 消費者の目から見ると、現在の生産調整がどのような状況なのかわかりにくいことから、生産の状況が広く国民に行き渡るシステム作りが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各JAから農業者に対して、ほぼ全てのJA（95%）で農業者への情報伝達が実施されている状況にあるが、その内容については、米政策関連や集荷状況等が中心であり、農業者が求める販売価格や販売数量、販売先情報等の需要に応じた生産に資する情報の提供はまだ少ない状況。今後、JA等から農業者への情報提供をさらに充実・強化していく必要。</li> <li>・ 例えば、販売情報を持つJAや大規模農業者等の生産調整方針作成者が地域協議会に参画し、地域水田農業ビジョンの点検・見直しや地域の配分ルールの設定の議論に際し、可能な範囲で、それぞれの販売実績等についての客観的な情報について提示するとともに、当該情報を含む議論の概要について農業者に提供することにより、これらの情報が客観的なデータとしてそれぞれの生産調整方針作成者の傘下の農業者への情報提供につながるものと考えている。新たな需給調整システムにおける地域協議会でのこのような議論や情報提供が促進されるよう、農政事務所等が地域協議会に積極的に参画し、その運営等について適切に助言・指導を行う考え。</li> <li>・ また、流通に関する情報については、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（基本指針）にも掲載するとともに、その概要については米穀機構のホームページを通じて情報提供することに加え、米穀機構と生産調整方針作成者をつなぐ集荷円滑化対策電子申請システムを活用した情報提供や、法人協会、全国稲作経営者会議などの農業者団体等のルートを活用した大規模農業者への情報提供の実施等により、これらの情報が生産現場に直接伝わるよう積極的に取り組んでいく考え。</li> <li>・ 米穀機構において、米の生産・流通・価格に関する情報や消費動向、需給動向等に関するデータベース、基本指針の要約版等、生産調整方針作成者等に対する需要に応じた米づくりの視点に立った需給情報や、消費者、販売事業者に対する生産から消費に至る様々な情報をインターネットにより提供しているところ（米ネット：<a href="http://www.komenet.jp">http://www.komenet.jp</a>）。</li> <li>・ 今後、これらについて、情報提供の重要性を踏まえ、その内容の充実を図るとともに、ホームページの更なる活用を図っていく考え。</li> </ul>

4-11 平成18年7月31日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料（抜粋）

主な意見	今後の対応方針
<p><b>（政府備蓄米の役割）</b></p> <p>○ これまで全国需給が均衡したのは、過剰生産分について国が市場から買い入れた結果であることから、22年のあるべき姿への過渡期の運用として、この間についてもこういう市場の安定性を確保するための措置が必要ではないか。</p> <p>○ 政府米の運営については、回転備蓄を基本としているとのことだが、現在のルールは、100万トンを買って100万トン売るという仕組みからスタートし、結局10～20万トンしか売れなかったのが売れた分だけ買うこととなり、15年産の不作があって政府米の在庫がはけたので16年産、17年産は40万トンずつ買えたという歴史的経緯があることから、これを踏まえ、政府米の役割を見直した上で、どのような役割があるかを整理する必要。</p> <p><b>（生産現場への周知）</b></p> <p>○ 生産現場では、米政策改革大綱基本要綱が変更されるという認識が広がっている。基本要綱に規定されている国、県、市町村の役割は今後も変わらないことについて周知する必要。</p> <p>○ 新システムでは、地域協議会に農家が参画し、そこで議論が十分にできて理解し合うということがこの制度の一番の可能性であるが、この点について、生産現場への周知が不十分であることから、十分指導してもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府備蓄米については、主食である米の供給が不足する事態に備え、6月末の在庫水準として100万トン程度を保有することを基本に、民間流通米の在庫も含めた全体需給を見通す中で、国民に対する安定供給に支障を来さない在庫水準をもって運営しているところ。</li> <li>・ この運営については、回転備蓄方式により行っているところであり、この回転備蓄方式による買入れ、売渡しについては、毎年、当年産米の作柄状況を踏まえ、基本指針においてその数量を決定しているところ。</li> <li>・ 16年産及び17年産については、政府備蓄米について在庫積み増し局面であったことから、適切な備蓄運営を図る観点からそれぞれ40万トンの買入れ及び10万トンの売渡しについて決定したところ。</li> <li>・ このように、政府備蓄米については、回転備蓄方式を基本として、民間流通米の在庫も含めた全体需給を見通す中で、基本指針においてその売買数量を含む具体的な運営方針を決定していく考え。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな需給調整システムにおいても、食糧法の規定に基づき、引き続き、国をはじめとする行政が各段階で役割を担うことにより、農業者・農業者団体の主体的な取組を支援。</li> <li>・ 具体的には、これまで、都道府県等の担当者会議において、             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 従来の生産目標数量に代わり、農業者・農業者団体の主体的な需給調整の基礎となる需要量に関する情報の提供については、国、都道府県、市町村がそれぞれの段階でその役割として設定し、国 都道府県 市町村 地域協議会というルートで提供</li> <li>② 生産調整方針作成者が傘下の農業者へ配分するに当たって、地域協議会が当該地域の農業者への配分の一般的なルールを設定</li> <li>③ 生産調整方針作成者が傘下の農業者へ配分するために必要な農業者の情報等のリストの作成については、個人情報保護条例に基づく所定の手続きを経た上で、市町</li> </ol> </li> </ul>

4-12 平成18年7月31日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料（抜粋）

主な意見	今後の対応方針
	<p>村が生産調整方針作成者に市町村が保有する農業者情報等を提供し、リスト作成を支援（別添資料2参照）等、それぞれの役割を具体的に示し、生産現場での検討を促してきたところ。</p> <p>・ 今後、新たな需給調整システムの実施に向けて、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全ての生産調整方針作成者が実質的に議論に参画するための具体的な体制の検討（幹事会への参加、生産調整方針作成者部会の設置等）</li> <li>② 生産調整方針作成者が配分するために必要な参加農業者リストの作成支援（市町村が保有する農業者ごとの情報等の具体的提供手続の実施等）</li> <li>③ 生産調整非参加者への対処方針の明確化（地域水田農業ビジョンや産地づくり対策等の支援策の内容、配分の一般ルール等を説明しつつ、具体的な説得の方針を設定）</li> </ol> <p>等、生産現場における検討事項の詳細について指導通知を発出し、生産現場の取組を促進する考え。</p>
	<p>（参考）米政策改革基本要綱に規定する国、地方公共団体の役割</p> <p>○ 国の役割</p> <p>国においては、農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現に向け、農業者・農業者団体の主体的取組を支援することとする。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 基本指針により全国レベルでの客観的な需給見通しの策定・公表</li> <li>イ 生産出荷団体等が作成する生産調整方針の認定並びにその作成及び適切な運用に関する助言及び指導等</li> <li>ウ 農業者・農業者団体の自主的取組の支援</li> <li>エ 地域の特性に応じた水田の利活用や構造改革が促進され、地域水田農業ビジョンの実現が図られるよう構造政策・経営政策及び生産政策を総合的かつ有機的に連携を図りつつ実施</li> <li>オ 地域における創意工夫を活かした取組事例等の各種情報提供</li> </ol> <p>等がある。</p> <p>○ 地方公共団体の役割</p> <p>地方公共団体は、地域の農業者・農業者団体にとって最も身近な行政機関として、関係者と連携しつつ、地域における米づくりの本来あるべき姿の実現に向け、農業者・農業者団体の主体的取組を支援することが必要である。このため、地方公共団体の役割としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 国の需給見通し作成に対する情報提供</li> <li>イ 地域水田農業ビジョンを生産出荷団体等と一体となり作成</li> <li>ウ 生産調整方針が地域農業振興に資するものとなるようその作成及び運用に際し、その着実な推進、地域水田農業ビジョンとの整合性の確保、関係団体・機関等との調整などに関する助言及び指導</li> </ol>

4-13 平成18年7月31日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料（抜粋）

主な意見	今後の対応方針
<p>エ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた農業者への支援                      オ 農業者団体、流通業者団体、実需者等の各種団体組織との間の連携に関する必要な調整等がある。</p> <p><b>（国の支援）</b>                      ○ 新たな需給調整システムにおいては、地域協議会の役割発揮が重要になってくることから、これに取り組む推進事務費的な支援が必要。</p> <p><b>（生産調整の実効性の確保）</b>                      ○ 集荷円滑化対策の未加入者に占める階層規模別の比率が、3 ha以上の経営規模層で見ると東北は43%、北陸は56%が未加入となっており、このような大規模層による生産調整非参加者をどう考えるのか。</p>	<p>エ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた農業者への支援                      オ 農業者団体、流通業者団体、実需者等の各種団体組織との間の連携に関する必要な調整等がある。</p> <p>・ 都道府県協議会や地域協議会が行う水田農業構造改革の推進のために必要な経費について、新たな需給調整システムへの移行初年度においても、地域協議会が需要に応じた米の生産と水田農業構造改革の推進を円滑に進められるよう、19年度予算において要求することを検討中。</p> <p>・ 米の需給調整については、需要と潜在的な供給力に大幅なギャップが存在する中で、米の需給と価格の安定に寄与していることから、更に需給環境を改善するため需給調整が果たしている効果を周知するとともに、地域における水田農業の構造改革を進める中で、生産調整への参加者を更に拡大する取組を推進することが必要。</p> <p>・ このため、                      ① 19年度から導入される品目横断的経営安定対策において、対策の対象としている認定農業者等については、生産調整の実施が実質的な要件となっていることを周知徹底し、認定農業者等に対して、生産調整方針への参加又は作成を行うように働きかける                      ② 地域水田農業ビジョンにリストアップされている担い手を認定農業者等へ誘導するとともに、これら担い手に着目した形での産地づくり交付金の創意工夫等により、メリハリをつけた交付金の活用を指導する                      ③ 地域の全ての生産調整方針作成者を、実効ある形で地域協議会での生産目標数量の配分等に係る議論に参画させるよう指導するなど、行政と生産調整方針作成者である農業者団体や生産調整方針作成者を構成員とする団体（例えば各都道府県段階の法人協会）が連携して、地域の水田農業構造改革と生産調整方針作成者（又は参加者）の拡大のための推進活動を引き続き実施する必要。</p> <p>・ また、集荷円滑化対策については、加入促進によりその実効性を確保するため、                      ① 19年度以降も産地づくり対策等のメリット措置を受給するための要件として生産調整の実施及び集荷円滑化対策への加入を位置づけること</p>

4-14 平成18年7月31日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料（抜粋）

主な意見	今後の対応方針
	<p>② 豊作による過剰米を区分保管した上で、主食用以外に処理した場合には、翌年の生産目標数量が補正（増量）されること（集荷円滑化対策に参加しない場合は、豊作による過剰米相当数量について翌年の生産目標数量から削減されること）</p> <p>③ 18年度の生産者拠出金の扱いについては、17年産米（及び18年産米が豊作となった場合の同年産）に係る生産者支援金を支払った残額がある場合は、これを生産者に返還すること</p> <p>④ 18年度以降の生産者拠出金を財源とする生産者支援金の単価を3千円/60kgから4千円/60kgに引き上げること</p> <p>⑤ 豊作による過剰米を区分保管する措置の枠内で、米穀機構の過剰米対策基金からの無利子短期融資（3千円/60kg）の対象を弾力化することにより、集荷円滑化対策の加入促進及び円滑な運用を図ることとしているところ。</p>

（別添資料1）

### 地域協議会の構成

全国 2,490協議会（16年度）

主たる構成員：  
市町村、JA、農業委員会、農業者、農業共済組合、土地改良区、消費者、実需者等

会長（事務局）

市町村	1,436（58%）
JA	673（27%）
農業委員会	255（10%）
その他	126（5%）

### 生産調整非参加者への指導

○生産調整参加への指導

（どのような方法で  
説得するか）

地方農政事務所も  
適切に指導

- ① 品目横断的経営安定対策への加入促進
    - ・ 個別の認定農業者（生産調整の実施が実質的な要件）とすることへの誘導
    - ・ 集落営農の組織化（同上）への誘導
  - ② 産地づくり対策（ポスト稲得を含む）のメリハリの効いた活用
    - ・ 地域協議会が、非参加者に働きかけ
  - ③ 地域協議会への参画
    - ・ 地域協議会が、非参加者の大規模農業者等に対して、生産調整方針への参加又は作成を前提に、地域協議会の議論への参画を可能とする旨働きかけ
- 担い手の育成・確保の取組に関する地域の実情に応じ、市町村、JA

### 事 例

○行政（市町村、農政事務所）主導の事例

生産調整方針非参加であった大規模農業者との意見交換会の開催を通じ、品目横断的経営安定対策の要件を満たすために生産調整方針に参加。

（米・麦21haの大規模農業者1名が18年度から方針に参加  
・認定農業者になるため、経営改善計画を申請中）

○JA主導の事例

生産調整方針作成者であるJAが、これまで非参加であった農業者に対し、個別訪問による品目横断的経営安定対策等の説明を通じ、生産調整方針への参加を実現。

（米麦3ha、米11.5haの大規模農業者2名が18年度から方針に参加  
・認定農業者になるため、経営改善計画を申請中）

（別添資料2）

### 市町村が保有する個人情報のJA等への提供手法の検討状況

○ 18年6月末現在で、全ての市町村に聞き取り調査を行った結果、既に個人情報の提供方針を固めていると回答した市町村が95%に達しているところ。

